

公共施設利用の基本的な考え方（第19版）

1 公共施設の取扱い

鹿児島県は、県内の感染者が急拡大したことに伴い、国のまん延防止等重点措置が適用され、県内の全市町村が区域指定された。

本市においても感染者数が多い状態が続いており、今後においても感染リスクは高まる見込みであることから、感染拡大防止の措置として、各公共施設について利用上限人数を設定する。

2 提供するサービス

基本的に3密回避が困難で、感染拡大の恐れが高い施設及びサービスを除き、4の利用の可否判断に照らし、利用可能とする。

施設固有の制限等については、別表「公共施設の取扱いについて」（1月27日から2月20日まで）を参照。

3 施設開館の基準

- (1) 定期的に換気を行える等、長時間の密閉状態とならない施設であること。
- (2) 間近で会話や発声をする密接場面とならない利用ができる施設であること。

4 利用の可否判断

利用許可の基本ルール

- (1) 利用上限人数は、原則定数の50%とする。

施設固有の制限等については、別表「固有施設利用上限数一覧」（1月27日から2月20日まで）を参照。

- (2) 徹底した感染防止対策（マスクの着用、室内の換気、手指消毒設備の設置等）が講じられること。
- (3) 代表者等は、利用者全員の連絡先を把握し名簿を作成することとし、代表者は、最低2週間は保管をしておくこと。

※ 上記基本ルールを満たすことができない場合は、利用不可とする。

※ 施設利用にあたっては、なるべく短時間となるよう工夫するとともに、大声を出さない等の感染防止に努めること

5 イベント・行事等の開催について

各施設の利用制限範囲内において、各種ガイドラインに基づき徹底した感染拡大防止対策を講じた上で、実施できるものとする。

6 周知

防災行政無線及び市ホームページによりお知らせをするほか、当該施設の出入口において、看板・貼り紙でお知らせする。

公共施設の取扱いについて（1月27日から2月20日まで）

No.	利用	施設名等	電話	管理者	所管課	特記事項
1	○	クレインパークいづみ	63-8915	同右	クレインパーク	利用人数の制限有
2	○	青年の家（小原山体育館・テニスコート含）	63-2135	同右	青年の家	利用人数の制限有
3	○	大川内農業者トレーニングセンター	63-4129	同右	農政課	利用人数の制限有
4	○	米ノ津農村環境改善センター	63-4129	同右	農政課	利用人数の制限有
5	○	高尾野農村環境改善センター	82-5451	㈱辻産業	農政課 63-4129	利用人数の制限有
6	○	下水流農業者トレーニングセンター	82-5451	㈱辻産業	農政課 63-4129	利用人数の制限有
7	○	野田農村環境改善センター	84-3316	㈱出水スポーツ	農政課 63-4129	利用人数の制限有
8	○	出水市民交流センター	63-4777	同右	商工振興課	利用人数の制限有
9	○	高尾野市民交流センター	82-4850	出水市社会福祉協議会	高尾野支所総合市民課 82-5406	利用人数の制限有
10	○	野田市民交流センター	84-2066	出水市社会福祉協議会	野田支所総合市民課 84-4812	利用人数の制限有
11	○	高野山公園	82-0543	ひと・まちサポートいづみ	商工振興課 63-4777	利用人数の制限有
12	▲	中央公民館	63-2106	㈱トシヒロ	生涯学習課 63-2200	利用人数の制限有 学習室6は使用不可
13	○	マルマエホール出水（出水市文化会館）	63-2106	㈱トシヒロ	生涯学習課 63-2200	利用人数の制限有
14	○	マルマエ音楽ホール出水（出水市音楽ホール）	63-2106	㈱トシヒロ	生涯学習課 63-2200	利用人数の制限有
15	○	高尾野工芸館	82-5451	㈱辻産業	生涯学習課 63-2200	利用人数の制限有
16	○	岩淵公民館	84-3316	㈱出水スポーツ	生涯学習課 63-2200	利用人数の制限有
17	○	大川内生活改善センター	63-2200	同右	生涯学習課	利用人数の制限有
18	○	中央図書館・出水歴史民俗資料館	63-2105	㈱図書館流通センター	生涯学習課（読書推進室） 63-4121	利用人数の制限有
19	○	高尾野図書館	82-5452	㈱図書館流通センター	生涯学習課（読書推進室） 63-4121	利用人数の制限有

No.	利用	施設名等	電話	管理者	所管課	特記事項
20	○	野田図書館・野田史料館	84-3100	(株)図書館流通センター	生涯学習課 (読書推進室) 63-4121	利用人数の制限有
21	○	出水麓歴史館	68-1390	同右	文化財課	利用人数の制限有
22	○	公開武家屋敷「竹添邸」・「税所邸」	62-5505 63-6142	麓街なみ保存会	観光交流課 63-4061	利用人数の制限有
23	○	高尾野郷土館・古城画伯コレクション館	82-1467	(株)図書館流通センター	文化財課 63-2108	利用人数の制限有
24	○	マルメスポーツセンター出水（出水市総合体育館）	63-2144	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
25	○	総合武道館	63-2144	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
26	○	出水弓道場	63-2144	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
27	○	出水屋内ゲートボール場	63-2144	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
28	×	市民プール	63-0058	同右	市民スポーツ課 63-4140	改修工事のため利用不可
29	○	高尾野体育館	82-5451	(有)辻産業	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
30	○	江内体育館	82-5451	(有)辻産業	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
31	○	高尾野武道館	82-5451	(有)辻産業	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
32	○	高尾野きらめきドーム	82-5001	(有)辻産業	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
33	○	高尾野相撲場	63-4140	同右	市民スポーツ課	利用人数の制限有
34	○	高尾野西部運動公園	63-4140	同右	市民スポーツ課	利用人数の制限有
35	○	野田体育館	84-3316	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
36	○	野田武道館	84-3316	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
37	○	野田弓道場	84-3316	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
38	○	ブルーチップスタジアム（出水市総合運動公園野球場）	63-2144	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有
39	×	陸上競技場	63-2144	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	改修工事のため利用不可

No.	利用	施設名等	電話	管理者	所管課	特記事項
40	○	屋外運動施設全般 (出水地域)	63-2144	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有 野外ステージ・総合運動公園多目的広場・庭球場・西出水運動公園・米ノ津運動公園・出水運動公園・加紫久利公園
41	○	屋外運動施設全般 (高尾野地域)	82-5451	(有)辻産業	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有 高尾野運動場・高尾野多目的広場・高尾野工業団地運動場・高尾野ふれあい公園・江内運動広場
42	○	屋外運動施設全般 (野田地域)	84-3316	(有)出水スポーツ	市民スポーツ課 63-4140	利用人数の制限有 野田運動場・野田サッカー場
43	○	たかおの交流館	64-2423	出水市社会福祉協議会	いきいき長寿課 63-4046	利用人数の制限有
44	○	出水老人福祉センター	63-4180 63-3333	出水市社会福祉協議会	いきいき長寿課 63-4046	利用人数の制限有 入浴は不可
45	○	高齢者ふれあいセンター	63-0017	シルバー人材センター	いきいき長寿課 63-4046	利用人数の制限有
46	○	出水保健センター	63-2185	同右	健康増進課	利用人数の制限有
47	○	米ノ津公会堂	67-1054	同右	財政課 ※受付は市民生活課	利用人数の制限有
48	▲	出水公会堂	63-4141	同右	財政課 ※受付は市民生活課	利用人数の制限有 日本間・洋間は使用不可
49	▲	江内カントリーコア	83-3111	同右	高尾野支所総合市民課	利用人数の制限有 児童クラブ利用時間帯は一般使用不可
50	×	高尾野農業者健康管理センター	82-5406	同右	高尾野支所総合市民課	改修工事のため利用不可
51	○	野田保健センター	84-4814	同右	野田支所総合市民課	利用人数の制限有
52	○	東光山公園、特攻碑公園、明神公園、住吉運動公園 等	79-3900	(株)地産地消心のきずな	都市計画課 63-4063	利用人数の制限有
53	○	出水駅東口緑地公園、緑公園、青木公園 等	62-0724	(株)吉田農園	都市計画課 63-4063	利用人数の制限有
54	○	城山東公園、八幡公園	63-4063	同右	都市計画課 63-4063	利用人数の制限有
55	○	出水駅多目的広場	68-0077	(株)トシヒロ	都市計画課 63-4063	利用人数の制限有
56	○	ツル観察センター	85-5151	同右	観光交流課 63-4061	利用人数の制限有

固有施設利用上限人数一覧（1月27日から2月20日まで）

No.	施設名	①プレーヤー等	②観覧者等	①+②
1	マルマエスポーツセンター出水	200	550	750
2	高尾野体育館	120	30	150
3	野田体育館	130	30	160
4	江内体育館	90	10	100
5	小原山体育館	70	0	70
6	総合武道館（1F 柔道）	70	0	70
6	総合武道館（2F 剣道）	70	0	70
7	出水弓道場	40	20	60
8	高尾野武道館（1F 剣道）	40	0	40
8	高尾野武道館（2F 柔道）	40	0	40
9	高尾野武道館（弓道場分）	25	10	35
10	高尾野相撲場	10	0	10
11	野田武道館（1F 柔道）	35	0	35
11	野田武道館（2F 剣道）	35	0	35
12	野田弓道場	20	10	30
13	高尾野きらめきドーム	180	0	180
14	屋内GB場	110	0	110
15	大川内農業者トレセン	50	0	50
16	米ノ津農村環境改善センター	50	0	50
17	下水流トレセン	70	0	70
18	市民プール（屋内）	100	80	180
19	総合運動公園多目的広場	250	750	1,000
20	総合運動公園陸上競技場	200	800	1,000
21	ブルーチップスタジアム	40	1,200	1,240
22	庭球場	70	200	270
23	西出水運動公園	170	750	920
24	米ノ津運動公園	250	670	920
25	出水運動公園	170	200	370
26	加紫久利公園	90	250	340
27	高尾野運動場	170	500	670
28	高尾野多目的広場	500	1,340	1,840
29	高尾野工業団地運動場	90	750	840
30	高尾野西部運動公園	170	250	420
31	江内運動広場	90	220	310
32	野田運動場	170	1,230	1,400
33	野田サッカー場	90	370	460

※ コート利用者（プレーヤー等）も客席を利用する場合は、当該人数を観客に含む。

【例 マルマエスポーツセンター出水 プレーヤー等200人+客席550人（コート利用者以外は350人）】

※ コートの人数は、開閉会式等についても原則として適用する。（例外的なものについては、所管課と協議）休憩（飲食）時等の3密対策も徹底すること。

※ あくまでも床面積等から設置した人数の基準。イベント主催者や参加者は、各競技団体等のガイドライン等も遵守のうえ利用すること。

※ 屋内施設は、基本的に窓等を開け換気された状態で使用。競技に支障がある場合はこの限りではないが、その場合でも定期的な換気に努めること。